

第1日

平成23年9月1日（木）

午前10時零分開会

○議長（手嶋源五君） 皆さんおはようございます。これより平成23年第4回朝倉市議会定例会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日から9月21日までの21日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月21日までの21日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に

5番稲富一實議員

6番中島秀樹議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。本日、市長から報告1件、議案23件の送付を受けました。これを一括上程し、まず市長より提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。本日ここに平成23年第4回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会には、報告について1件、決算の認定について13件、補正予算について3件、条例の一部改正及び条例の制定について3件、計画の変更及び認定について2件、市道路線の廃止及び認定について2件、合計24件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第12号平成22年度朝倉市健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を報告申し上げるものであります。

健全化判断比率が早期健全化基準を上回る場合は財政健全化計画を、資金不足比率が経営健全化基準を上回る場合は経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て財政の早期健全化を図らなければならないものとなっております。

なお、本市の平成22年度決算に係る比率は、いずれも当該基準を下回っております。

次に、第54号議案から第64号議案につきましては、平成22年度の一般会計及び特別会計

の決算認定に関する議案であります。地方自治法第233条第1項の規定に基づき提出された決算及び決算に関する書類に、監査委員の審査意見及び主要な施策の成果を説明する書類等を添え、同条第3項の規定により議会の認定に付するものであります。

第65号議案及び第66号議案につきましては、平成22年度朝倉市工業用水道事業及び朝倉市水道事業の決算を調整いたしましたので、地方公営企業法第30条の規定により監査委員の審査意見を添え、同条第4項の規定により議会の認定に付するものであります。

次に、補正予算3件について説明申し上げます。

第67号議案平成23年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）につきましては、窓口のワンストップ化に伴う整備費、太陽光発電設備促進事業補助金を増額するための経費、自主防災組織の設立経費、市街地の活性化を推進する事業費、災害復旧経費、その他緊急を要する経費について補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ11億4,245万7,000円を追加し、予算総額を272億6,545万7,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、窓口のワンストップ化に伴う整備費、平成22年度決算に伴う繰越金を将来の起債償還に充てるために、減債基金へ積み立てる経費等に8億6,819万3,000円を計上いたしました。

民生費では、老人保健特別会計の精算金及び乳幼児医療等高額療養費の県への返還金に1,693万9,000円を計上いたしました。

衛生費では、今年度から実施しております太陽光発電設備促進事業補助金を増額するための経費に500万円を計上いたしました。

農林水産業費では、両筑土地改良区が県へ負担する経費に1,650万円を計上いたしました。

土木費では、現在実施しております甘木地区の第1期市街地活性化事業に第2期事業の一部を前倒しする経費に1億3,650円を計上いたしました。

消防費では、東日本大震災による公務中の消防団員の死者、行方不明者に対する公務災害補償のため平成23年度に限り、消防団員等公務災害補償責任共済に係る掛金引き上げのための負担金に2,232万1,000円を計上いたしました。

災害復旧費では、7月の豪雨による道路、河川、林道等の災害復旧経費に7,701万円を計上いたしました。

次に、歳入の内容でございますが、歳出に伴う主な財源といたしまして国庫市支出金5,826万4,000円、県支出金400万円、繰越金8億5,679万7,000円、諸収入1億1,769万6,000円及び市債1億570万円を計上いたしました。

第68号議案平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業勘定において前年度の療養給付費等の確定に伴う支払基金への返還金並びに特定健診事業等の確定に伴う国及び県への返還金について補正するものでありまして、歳入歳出そ

れぞれ5,060万円を追加し、予算総額を74億4,050万7,000円といたしました。

第69号議案平成23年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険事業勘定において前年度の介護給付費地域支援事業費の確定に伴う支払基金並びに国及び県への返還金について補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ2,224万7,000円を追加し、予算総額を50億3,532万8,000円といたしました。

次に、第70号議案朝倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、甘木地区都市再生整備計画事業に伴い、都市公園を新たに設置したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第71号議案朝倉市農業農村整備事業分担金条例の制定につきましては、福岡県が行う農業農村整備事業に要する費用に充てるため、受益者から分担金を徴収したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第72号議案朝倉市過疎地域企業立地促進条例の制定につきましては、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、合併前の朝倉郡杷木町の区域における業務用施設等の新設及び増設を奨励したいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第73号議案朝倉市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、平成22年度から平成27年度までの朝倉市過疎地域自立促進計画を変更するに当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第74号議案朝倉市第1次国土利用計画の認定につきましては、朝倉市第1次国土利用計画を策定するに当たり、国土利用計画法第8条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第75号議案市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき、美奈宜の杜38号線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第76号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、小塚ノ本線を市道路線に認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案利用の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決等いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきましては、追加議案を提案申し上げ御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げます、御了承いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（手嶋源五君） 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、請願書について紹介議員の説明を求めます。15番田中哲也議員。

○15番(田中哲也君) 皆さんおはようございます。それでは、請願の理由について簡単に御説明申し上げたいと思います。

小石原川ダム建設につきましては、それぞれ皆さん方多分推移等は御存じかと思えます。しかしながら、この小石原川ダム建設につきましては政権交代後検証ということになって、コンクリートから人へということで今検証中であります。

経過につきましては、そこに趣旨と理由を書いておりますけれども、あとでお読みいただきたいと思いますが、昭和55年から予備調査に入りまして、その後いろんな問題ありましたけれども、地元水没者も含めて国の事業ということで協力的に推進をしてできるだけということできております。

しかしながら、この問題につきましては上秋月地区でございますが、現江川ダムが1カ所1つありまして、その上流に小石原川ダムができるようになっておるところでございます。

上秋月というのは人口が少なくなりまして、そこに書いてありますようにいよいよ人口が減って地元の、例えば町民体育祭とか文化祭というのが非常に人間が少なく開催しにくくなっておることが1件あります。

それともう一つは、このダムができることによって人口が少なくなる、またそれについて地元がどんどん寂しくなるので、15年ぐらいかかってこのダム対策委員会というのを結成いたしまして、地元のダムにかわる振興策をいろんなことを検討してきたところでありまして、はっきりはわかりませんが、延べ2,000人ぐらいの関係で今まで話し合いをしてきたんじゃないかと思っております。

その中に、何項目かいわゆる県あたりとの、市も含めてですが、こういうことをしてやろうという同意を得たところがございますが、この検証に当たってどうなるだろうかということで地元は非常に心配をいたしております。そういうことで、ぜひこの検証時期を早めていただいて、検証の結果を早めていただきまして、ぜひ着工をしていただくようお願いする内容でございます。

そういう意味で、皆様方には種々いろいろ御迷惑かけると思いますが、そういう趣旨を御理解いただきまして、どうぞよろしくお取り計らい願いたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長(手嶋源五君) 10番大庭きみ子議員。

○10番(大庭きみ子君) 皆様、おはようございます。10番、大庭きみ子でございます。請願第6号公共交通機関の存続へ向けJR九州に係る経営支援策等の継続を求める意見書

に関する請願について御説明申し上げます。

J R九州を初めとする J R北海道、J R四国及び J R貨物に対しましてほかの J R各社と比べましたら、地域に密着する多くのローカル線が存続するなど比較的経営基盤が厳しいこれら 4 社に対しまして、国が措置しました固定資産税、都市計画税を減免する特例措置が平成24年 3 月末をもって期限切れを迎えます。

これを、さきの J R 4 社に対しまして国が引き続き経営支援策をさらに延長、恒久化していただく請願事案が 1 つであります。

もう 1 つは、これらの J R 4 社を初めとします全国の鉄道事業各社（甘木レールバスも含まれます）における鉄道車両、また軌道用車両などの動力源用軽油に対する軽油引取税について現在の減免措置を継続すること。

以上の 2 点を、内閣総理大臣を初めとする関係閣僚への意見書をこの朝倉市議会において採択していただきますようお願いいたしまして、その提案理由を述べさせていただきます。

昭和62年 4 月に国鉄が分割・民営化されて、さらに24年が経過しようとしています。当時の国鉄甘木線は第三セクターとして生まれかわり、レールバスを運行して現在に至っております。

この第三セクターへの生まれかわるとき、当時の甘木市長を初め甘木市議会及び沿線住民の並々ならぬ住民の足を守ろうとする思いが、今日の甘木レールバスを存続させてきたのであります。

御存じのように、地域住民の手によって守られてきたレールバスは、甘木から乗車し小郡駅で西鉄大牟田線への乗りかえで福岡天神まで、あるいは基山駅で J R 鹿児島線へ乗りかえて、博多駅までの通勤時間が 1 時間以内という利便性を生み出しました。甘木から福岡都市圏まで、通勤時間が 1 時間以内というのは大きな魅力であり、これがレールバス沿線の住宅開発につながっております。

朝倉市の人口は、合併後やや下がってきてはおりますが、ある程度の歯どめをかけていることは疑いのない事実であります。公共交通の大切さは既に御存じのとおりですが、特に大量の人たちを一度に運べる J R 線の魅力は、改めて日本経済の発展や環境問題を考える上で大きな戦略課題であります。

こういった中で、今回の特例措置の期限切れは J R 九州の経営基盤を揺るがしかねない事態であります。支援策が講じられなければ、再び赤字路線の廃止や運賃改定によって、利用者や地域住民に負担が押しつけられることは必至であります。

公共機関としての住民の足を守るためにも、何としても国に再度継続措置をお願いするため、この朝倉市議会においても請願書を全会一致で採択していただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で説明終わります。

○議長（手嶋源五君） 紹介議員の説明は終わりました。

お諮りいたします。第54号議案については決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、本件については決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

それでは、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く19名の皆さんを指名いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました19名の皆さんを決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時21分散会